平成２４年（フ）第１３７号
福島県本宮市本宮字上千束３番地　社会福祉法人あだち福祉会特別養護老人ホームぼたん荘、開始決定時の住所福島県本宮市糠沢字光が丘３番地46
破産者　伊藤　清春
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２７５号
和歌山市黒田261番地２　ＨＩＲＡＴＡＮＯＲＴＨ501、開始決定時の住所和歌山県紀の川市貴志川町国主36番地１
破産者　福田　哲郎
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３号
和歌山県有田郡有田川町大字天満711番地
破産者　生駒　睦子
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２号
和歌山県岩出市新田広芝217番地の13
破産者　富屋こと　冨田　寿子
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６１号
熊本市中央区上京塚町２―20　はらの７県庁東ビル501、開始決定時の住所熊本市東区東野３丁目３番５号　コーポラスハマグチ102
破産者　山下　幸広
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８０号
熊本市南区南高江４丁目１番８―42号
破産者　川崎由紀子
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６８号
茨城県笠間市小原421番地１、開始決定時の住所茨城県水戸市内原町1835番地　米田コーポＡ棟202号
破産者　田口　軍祐
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３７２号
京都府宇治市木幡金草原22番地の１
破産者　鈴木　裕子
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
長崎県長崎市諏訪町５番６号　本馬ビル301
破産者　辻　　誠次
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９４号
長崎県長崎市矢の平４丁目９番８号
破産者　林田　昭二
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
熊本市中央区帯山３丁目20番17号　メゾン帯山201号室、前住所熊本市中央区帯山３丁目20番17号　メゾン帯山202号室
破産者　吉住　玲子
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９１号
熊本市北区山室２丁目13番７号、前住所熊本市北区梶尾町1788番地９
破産者　緒方　睦子
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９１号
大分市大字羽田867番地
破産者　渡邊　　忍
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１５号
大分市花江川７番45号
破産者　吉岡フタヱ
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２８年（フ）第２３９号
埼玉県三郷市鷹野１丁目238番地７
破産者　河野　健司
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
埼玉県草加市新善町303番地　第２稲荷荘205号
破産者　秋元　秀俊
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４９号
埼玉県草加市青柳４丁目16番21号　ハイツ宮Ｇ―202号
破産者　笹　　博倫
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
埼玉県三郷市新和２丁目11番地
破産者　中尾　勝美
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
埼玉県草加市花栗４丁目５番11号　ルミエール花栗201号
破産者　木村　一枝
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
埼玉県春日部市南３丁目18番９号
破産者　加藤　隼人
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１５２号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区22棟302号
破産者　市川　厚子
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係